

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

特許法等の一部を改正する法律（平成十四年四月十七日法律第二十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中特許法第一百一条の改正規定、同法第一百十二条の三第二項の改正規定及び同法第一百七十五条第一項の改正規定、第四条中実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定並びに第六条中商標法第六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条の三十五の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

- 二 第二条の規定（特許法第一百一条の改正規定、同法第一百十二条の三第二項の改正規定及び同法第一百七十五条第二項の改正規定を除く。）及び第四条の規定（実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三

十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第五
条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日